

令和5年分

給与支払報告書 (総括表・個人別明細書)

の記載例および注意事項

＜提出先・問い合わせ先＞
 可児市役所 総務部 税務課 市民税係
 〒509-0292
 岐阜県可児市広見一丁目1番地
 電話:0574-62-1111(代表)

＜特別徴収義務者指定番号について＞

- 「特別徴収義務者指定番号」欄に、指定番号を記載してください。
- 新規で指定番号の取得を希望する場合は、同欄内にある[新規]をマルで囲んでください。

＜法人番号又は個人番号について＞

- 番号法制度の実施に伴い、「給与支払者の法人番号又は個人番号」の記載が必須となりました。
- 個人事業主の場合も、代表者の個人番号の記載が必要です。

＜報告人員について＞

- 「受給者総人員」欄は、給与を支払っている者の総数を記載してください(可児市を含む全ての従業員の合計人数です)。
- 「報告人員」欄は、可児市に提出する個人明細書の人数を、「在職者(特別徴収と普通徴収)」と「退職者」に分けて記載してください。

＜連絡先等について＞

- 所在地や連絡先は必ず記載してください。
- 税理士等に事務を委託している場合は、必ず委託先の連絡先等も記載してください。

総括表の記載例および注意事項

⑥ 給与支払報告書(総括表)		特別徴収義務者指定番号 ※必ず指定番号を記入してください。 ※新規で指定番号を取得する場合は [新規]を○で囲んでください。		
岐阜県 可児市長あて		令和6年 ○月 ○日提出 [9999999]・[新規]		
給与の支払期間	令和4年 1月分から 12月分まで		受給者総人員 (可児市以外も含めた 全ての従業員の数)	150 人
給与支払者の法人 番号又は個人番号	1	2	3	4
給与支払者の 氏名又は名称	(フリガナ) ネンマツチョウセイ 年末調整 株式会社			特別徴収 25 人
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業所の名称	同上			報告人員 普通徴収 (退職者のみ) 3 人
同上の所在地	〒509-0000 岐阜県可児市広見○丁目○番地 0000ビル○階			普通徴収 (給与不定期又は 少額・乙欄・専従 者のみ) 2 人
給与支払者 の連絡先	(所属部署) 経理課 (担当者名) 年末 一郎 (電話番号) 0574-62-0000	合計 30 人		
関与税理士等 の連絡先	(事務所の住所) 〒509-△△△△ (事務所の名称) 可児市広見△丁目△番地 △△△税理士事務所 (電話番号) 0574-62-△△△△	納入書の送付について 特別徴収税額の納入にあたり、 下記から選択して○で囲んでください。 ・昨年と同じでよい ・変更希望 < 納入書の送付を希望 ・納入書は不要		
中途就職者で前職分を合算している場合、摘要欄に記載されていますか。 はい・いいえ				

⑥ 支払を受ける者	住所 〒509-◇◇◇◇ 岐阜県可児市広見◇丁目◇番地	(受給者番号)		A00001										
		(個人番号)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	2
		(役職名)		課長										
		氏名		カニ タロウ 可児 太郎										
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額										
給与・賞与	8,028,500	6,125,650	4,668,291	0										
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人除く)		専任者である親族の数						
有 従有		特定	老人	その他	特別	その他								
○	380,000	1	1	2	2	5	1	1				2		
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額										
463,291		120,000	25,000	72,850										
(摘要)														
カニ イッパンB (1)可児 一般B カニ ネンショウD (2)可児 年少D(年少)(非居住者) <前職分> 株式会社 前職合算 支払金額:2,078,200 社保:112,732 源泉:5,940														
生命保険料金額の内訳		新生命保険料の金額	112,200	旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額	125,500	新個人年金保険料の金額	150,100	旧個人年金保険料の金額				
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	27	年	9	月	12	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	12,000,000	
	住宅借入金等特別控除可能額	120,000	居住開始年月日(2回目)		年		月		日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		
(源泉・特別)控除対象配偶者	フリガナ	カニ ツマコ		区分		配偶者の合計所得	125,000	国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額	32,000			
	氏名	可児 妻子		区分		基礎控除の額		所得金額調整控除額						
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	3	
控除対象扶養親族	フリガナ	カニ ドウロウシン		区分		フリガナ	カニ ドウトクショウ		区分		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号			
	氏名	可児 同老親		区分		氏名	可児 同特障		区分					
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	4	
	フリガナ	カニ ロウジン		区分	○	フリガナ	カニ ネンショウA		区分		(1)			
	氏名	可児 老人		区分		氏名	可児 年少A		区分		123456			
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	5	
	フリガナ	カニ トクテイ		区分		フリガナ	カニ ネンショウB		区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号			
	氏名	可児 特定		区分		氏名	可児 年少B		区分					
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	6		
フリガナ	カニ イッパンA		区分		フリガナ	カニ ネンショウC		区分		(2)				
氏名	可児 一般A		区分		氏名	可児 年少C		区分		123456				
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	7		
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	2	2		
未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者その他	寡婦	ひとり親	勤労学生						
						中途就・退職		受給者生年月日						
						取得	退職	年	月	日	元号	年	月	日
						○		4	4	20	昭和	35	6	3
支払者	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3												
	住所(居所)又は所在地	〒509-0000 岐阜県可児市広見○丁目○番地 0000ビル○階												
	氏名又は名称	年末調整 株式会社 (電話) 0574-62-0000												

給与支払報告書(個人別明細書) の記載例および主な注意事項

※住民税を正確に計算するため、以下の点について特にご注意ください。
※詳細な記載方法は、税務署から送付される手引きや国税庁HPをご確認ください。

<氏名・住所・生年月日について>

- 個人の特定を行うため大変重要な項目ですので、正確に記載してください。
- フリガナも必ず記載してください(本人・扶養親族等の全員)。
- 住所は、令和6年1月1日時点における、実際の居住地を記載してください。

<個人番号(マイナンバー)について>

- 番号法制度の実施に伴い、受給者本人、扶養親族等の全員の個人番号(マイナンバー)の記入が必須となりました。それぞれの欄に記載してください。
- 給与支払者の個人番号または法人番号も記載してください。

<住宅借入金等特別控除について>

- 令和5年の年末残高や控除可能額、居住開始日など、必ず全ての項目を記載してください。
- 記載漏れ・誤りがあると正しい控除が受けられない場合があります。

<扶養親族等について>

- 「区分」欄には、扶養親族が非居住者である場合に、マルを付けてください。
- 扶養親族が4人を超える場合、氏名・個人番号を指定の欄に記載してください。
- ・氏名 : 「摘要」欄
- ・個人番号 : 「5人目以降の控除対象(16歳未満の)扶養親族の個人番号」欄
- 「摘要」欄に記載する扶養親族が複数いる場合は、各欄の氏名と個人番号の対応関係が分かるように、括弧書きの数字((1),(2)...等)を記載してください。
- 扶養親族が次に該当する場合には、「摘要」欄に下記内容を記載します。
- ・16歳未満の扶養親族の場合: 氏名の後に「(年少)」と記載
- ・非居住者の場合 : 氏名の後に「(非居住者)」と記載

<中途就・退職及び前職分の合算について>

- 令和5年中に就職又は退職している場合、該当欄にマルを付け、日付を記入してください。
- 中途就職者で前職合算した場合は「摘要」欄に「前職分」・「支払者の名称」・「支払金額」・「社会保険料額」・「源泉徴収額」等を記載してください。前職分の記載がない場合は、前職合算は無いものとして計算します。

<令和2年分以後の税制改正について>

- 令和2年分所得税(令和3年度市県民税)から、主に以下の内容が変更となりました。
- ・給与所得控除が一律10万円引き下がりました。また、給与所得控除の上限額が220万円から195万円に変更されました。
- ・基礎控除額が最大で48万に引き上げられました。また、合計所得金額によって基礎控除額が減少・消滅します。
- ・寡婦・寡夫控除の見直しが行われ、ひとり親控除の場合、控除額は35万。寡婦控除の場合、控除額は27万円となりました。
- ・扶養親族の合計所得要件が38万円以下から48万円以下に変更になりました。
- ・年収が850万を超え、かつ以下の3つの条件のいずれかに該当する者は所得金額調整控除を受けられません。【(給与等の収入金額-850万)×10%=控除額】
- (ア)本人が特別障害者である
- (イ)23歳未満の扶養親族がいる
- (ウ)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる